



# 三重県公報

令和5年2月7日 (火)

第 385 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
67	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
68	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
69	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
<b>選 管 告 示</b>			
11	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	3
12	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
13	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定、異動及び指定の取消しの届出	(同)	5
14	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	6
<b>公 告</b>			
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録	(農産物安全・流通課)	6
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録有効期間の更新	(同)	7
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録の失効	(同)	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	7
	同件	(同)	8
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	換地処分を行った旨	(同)	9
	同件	(同)	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(管財課)	9

告 示
-----

**三重県告示第 67 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 2 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470206208	株式会社安心 介護サービスセンター	三重県四日市市小林町 3018 番地 108	株式会社安心	令和 5 年 2 月 1 日	訪問介護
2472701370	かしわもも T a X i	三重県多気郡明和町大字北藤原 24 番地	合同会社グリシナ	令和 5 年 2 月 1 日	訪問介護
2460890227	らしく訪問看護ステーション	三重県伊勢市岡本 1 丁目 19 番 38 号岡本テナント 2F A	合同会社らしく	令和 5 年 2 月 1 日	訪問看護
2471201489	なごみの家デイサービス	三重県伊賀市四十九町 1721 番地	株式会社スマイルライフサポート	令和 5 年 2 月 1 日	通所介護
2471201489	なごみの家ショートステイ	三重県伊賀市四十九町 1721 番地	株式会社スマイルライフサポート	令和 5 年 2 月 1 日	短期入所生活介護
2470704186	介護付き有料老人ホーム「シルバーハウス松阪」	三重県松阪市田村町 452 番地	株式会社みえ親孝行	令和 5 年 2 月 1 日	特定施設入居者生活介護

**三重県告示第 68 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 2 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2460890227	らしく訪問看護ステーション	三重県伊勢市岡本 1 丁目 19 番 38 号岡本テナント 2F A	合同会社らしく	令和 5 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護
2471201489	なごみの家ショートステイ	三重県伊賀市四十九町 1721 番地	株式会社スマイルライフサポート	令和 5 年 2 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
2470704186	介護付き有料老人ホーム「シルバーハウス松阪」	三重県松阪市田村町 452 番地	株式会社みえ親孝行	令和 5 年 2 月 1 日	介護予防特定施設入居者生活介護

**三重県告示第 69 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ四日市泊店  
四日市市泊小柳町 2-17

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
DCMカーマ株式会社	愛知県刈谷市日高町三丁目 411 番地	豊田 芳行

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号	石黒 靖規

3 変更年月日

令和 3 年 3 月 1 日

4 変更理由

小売業者の会社分割及び吸収合併による変更があったため

5 届出の日

令和 5 年 1 月 23 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 2 月 7 日から同年 6 月 7 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**選 管 告 示**

三重県選挙管理委員会告示第 11 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
稲塚利夫後援会	稲 塚 利 夫	稲 塚 利 夫	三重郡川越町北福崎 35	令和 5 年 1 月 5 日	
小川ゆうき後援会	三 宅 篤 志	森 口 あゆみ	松阪市駅部田町 37-9	令和 4 年 12 月 6 日	
おくだ勝臣後援会	松 本 洋 子	奥 田 千菜実	鈴鹿市深溝町 2877	令和 4 年 12 月 8 日	
北田誠治後援会	北 田 誠 治	北 田 恵 理	鈴鹿市御菌町 2131-3	令和 4 年 12 月 13 日	
三勝会	奥 田 勝 臣	奥 田 千菜実	鈴鹿市桜島町 7-2-9	令和 4 年 12 月 8 日	
田中松緑後援会	田 中 松 緑	田 中 松 緑	桑名市多度町柚井 1842	令和 4 年 12 月 16 日	

中村こうじ後援会	島田通	藤原千香子	鳥羽市安楽島町 697-15	令和 4 年 12 月 1 日
別所みつゆき後援会	別所一幸	大河満佐子	四日市市諏訪栄町 18-6	令和 4 年 12 月 15 日
三重県ゆうきの会	小川裕基	森口あゆみ	松阪市駅部田町 37-9	令和 4 年 12 月 6 日
森本しげゆき後援会	筒井宏幸	牧野孔美	三重郡川越町高松 797	令和 4 年 12 月 15 日
吉田あやか後援会	矢田崎賢一	竹下昌広	津市乙部 69	令和 4 年 11 月 21 日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	山本佐知子	主たる事務所の所在地	桑名市江場 554	桑名市東汰上 1075-9	令和 5 年 1 月 1 日	政党
自由民主党四日市市支部	山崎博	主たる事務所の所在地	四日市市垂坂町 883-5	四日市市水沢町 4796-13	令和 4 年 1 月 1 日	政党
		代表者	山崎博	石田成生		
		会計責任者	鈴木利典	三木隆		
いちみ勝之後援会	小林長久	代表者	小林長久	近藤康雄	令和 4 年 12 月 28 日	
伊藤まさよし後援会	水野秀秋	代表者	水野秀秋	伊藤徳照	令和 4 年 12 月 19 日	
芝ひろかず後援会	芝博一	政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号かつ第 2 号に係る国会議員関係政治団体	令和 4 年 7 月 26 日	
		主たる事務所の所在地	鈴鹿市山本町 1790-1	鈴鹿市道伯 2 丁目 7-28	令和 4 年 9 月 16 日	
		会計責任者	芝信子	伊藤直哉	令和 4 年 12 月 10 日	
西場信行後援会	渡辺裕	代表者	渡辺裕	森島啓之	令和 4 年 12 月 16 日	
三重ノチカラ	芳野正英	政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体	令和 4 年 12 月 1 日	
		主たる事務所の所在地	四日市市大字茂福 168-1	四日市市西浦 1-5-6	令和 4 年 12 月 19 日	
御劔社	坂上直人	政治団	御劔社	名賀成山会	令和 4 年	

体 の 名 称	代表者	主たる 事務所 の所在 地	解散年月日
南川のりゆき後援会	下村 正 則	下村 正 則 下村 和 徳	令和 4 年 12 月 15 日
村林さとし後援会	清 水 三千春	清 水 三千春 清 水 清 三	令和 4 年 12 月 22 日
よしの正英後援会	芳 野 正 英	主たる 四日市市大字茂 四日市市富田 事務所 福 168-1 4-2-1 の所在 地	令和 3 年 5 月 1 日

**三重県選挙管理委員会告示第 12 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 2 月 7 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
立憲民主党三重県参議院選挙区 第 1 総支部	芝 博 一	令和 4 年 12 月 10 日	政党
伊東ひろゆき後援会	野 地 伸 卓	令和 4 年 12 月 16 日	
小西りょう後援会	小 西 凌	令和 4 年 3 月 31 日	
崎久保隆後援会	中 尾 博	令和 4 年 1 月 5 日	
佐藤肇後援会	森 田 常 雄	令和 4 年 12 月 20 日	
荘司健後援会	谷 上 嘉 一	令和 4 年 12 月 14 日	
新政策三重の会	芝 博 一	令和 4 年 12 月 10 日	
三重民主連合参議院選挙区総支 部	芳 野 正 英	令和 3 年 4 月 30 日	
水谷まゆき後援会	水 谷 真 幸	令和 4 年 12 月 23 日	
未来創造研究会	北 森 徹	令和 4 年 5 月 1 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 13 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋					
1 資金管理団体の指定					
資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	
奥 田 勝 臣	県議会議員	三勝会	鈴鹿市桜島町 7-2-9	令和 4 年 12 月 1 日	
小 川 裕 基	県議会議員	三重県ゆうきの会	松阪市駅部田町 37-9	令和 4 年 12 月 1 日	
2 資金管理団体の異動					
資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
芳 野 正 英	よしの正英 後援会	公職の種類	参議院議員	県議会議員	令和 元 年 5 月 1 日

県議会議員 参議院議員 令和 5 年

1 月 5 日

龍 神 啓 介 龍 神 けいす 公職の種類 県議会議員 市議会議員

令和 4 年

け後援会

12 月 23 日

3 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日

をした者の氏名

芝 博 一 新政策三重の会 令和 4 年 12 月 10 日

三重県選挙管理委員会告示第 14 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
病院		病院	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>伊賀市上之庄2711番地</u>	<u>社会医療法人 畿内会</u>	<u>伊賀市上野桑町1734番</u>	<u>医療法人社団岡波総合</u>
<u>1</u>	<u>岡波総合病院</u>	<u>地</u>	<u>病院</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>伊賀市上之庄2711番地</u>	<u>介護老人保健施設おか</u>	<u>伊賀市上野桑町1615番</u>	<u>介護老人保健施設おか</u>
<u>1</u>	<u>なみ</u>	<u>地</u>	<u>なみ</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
老人ホーム		老人ホーム	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>桑名市大字星川 2239 番</u>	<u>シルバーサポートらいむ</u>	<u>桑名市大字江場 83</u>	<u>桑名市清風園</u>
<u>地 1</u>	<u>の丘ハウス</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>度会郡南伊勢町船越</u>	<u>地域密着型特別養護老人</u>	<u>度会郡南伊勢町船越</u>	<u>地域密着型特別養護老人</u>
<u>2552-2</u>	<u>ホームりゅうせんヒルハ</u>	<u>2552-2</u>	<u>ホーム龍船ヒルハウス</u>
	<u>ウス</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録しました。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)		そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		登 録 日
			窒 素 全 量	りん 酸 全 量		氏 名 又 は 名 称	住 所	

三重県 第 1327 号	魚廃物加工肥料	魚廃 1号	5.0	5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	令和4年 12月15日
-----------------	---------	-------	-----	-----	------------------------------------	----------	-------------------	----------------

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

令和5年2月7日

三重県知事 一見勝之

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)				その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分		氏名又は名称	住所	
三重県 第 1303 号	副産動植物質肥料	トウガラシ粕	2.0	3.0			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	茂利製油株式会社	伊勢市西豊浜町1825番地	令和10年 7月6日
三重県 第 1280 号	なたね油かす及びその粉末	5.3 なたね油かす粉末1号	5.3	2.0	1.0		該当なし	株式会社J-オイルミルズ	東京都中央区明石町8番1号	令和10年 9月9日
三重県 第 638 号	ごま油かす及びその粉末	7.0 ごま油かす粉末	7.0	2.0	1.0		該当なし	九鬼産業株式会社	四日市市尾上町11番地	令和10年 7月31日
三重県 第 1289 号	副産動植物質肥料	副産動物質肥料	3.8	16.5			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社カネ仙	津市白塚町3132番地の4	令和10年 9月26日
三重県 第 1305 号	炭酸カルシウム肥料	水素担持サングカルシウム				50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アツチェ	東京都港区虎ノ門一丁目16番16号	令和10年 10月30日
三重県 第 1197 号	なたね油かす及びその粉末	5.3 なたね油かす粉末	5.3	2.0	1.0		該当なし	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	令和10年 12月11日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

令和5年2月7日

三重県知事 一見勝之

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者	
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所
三重県 第 1235 号	なたね油かす及びその粉末	5.1 なたね油かす粉末	5.1	2.2	1.0	該当なし	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋庄町565番地の1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業防災重点農業用土

め池緊急整備事業ため池総合整備工事地震・豪雨対策型小規模依那具新池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 2 月 8 日から同年 3 月 8 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業防災重点農業ため池緊急整備事業ため池総合整備工事地震・豪雨対策型大規模馬場谷池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 2 月 8 日から同年 3 月 8 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農道整備事業 多気町】の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌



日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。)

令和5年2月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和5年2月8日から同年3月8日まで
- 3 縦覧の場所  
多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600番地）

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）朝見上地区の換地処分を行いました。

令和5年2月7日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）（高度水利機能確保基盤整備事業）出江地区の換地処分を行いました。

令和5年2月7日

三重県知事 一 見 勝 之

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年2月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
三重県本庁舎議事堂議場音響設備（設置・調整を含む）一式
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入期限  
令和6年3月29日（金）（設置・調整期間も含む）
  - (4) 納入場所  
三重県津市広明町13番地
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
    - エ 平成15年度以降（過去20年間）に完成し、かつ、引渡しが済んでいる、都道府県又は政令指定都市発

注の議場マイク設備で、集中制御方式（マイクユニット数が 90 以上）である設置実績を資料提出日において有すること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 5 年 3 月 1 日（水）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)エを証明する書類

### 5 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部管財課管財班 担当 中村  
電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111

#### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

#### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

#### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 5 年 3 月 22 日（水）まで調達システムにより提供します。

#### (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 3 月 13 日（月）15 時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 3 月 13 日（月）15 時までに通知書を発送します。

#### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 5 年 3 月 22 日（水）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和 5 年 3 月 22 日（水）15 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県総務部管財課管財班  
案件名 三重県本庁舎議事堂議場音響設備更新設置

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年3月22日(水) 15時10分  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先: 出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:  
Sound Equipment Set of Assembly Hall of Parliament Building of Mie Prefectural Main Building  
(Include Installation and Adjustment)
- (2) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, March 22, 2023.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Wednesday, March 22, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, March 22, 2023.
- (4) Managing Authority:  
Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2135

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---